

<厚生労働省における新型コロナウイルス感染症に係る雇用関係の助成金について>

厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症に係る雇用関係の助成金が設けられています。詳細は各ホームページをご覧ください。なお、今後内容が変更となる可能性があります。

○雇用調整助成金の特例

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休業を実施した場合の休業手当の負担額に対する助成
大企業 2/3、中小企業 4/5 ※解雇等を行わない場合は大企業 3/4、中小企業 9/10
(1人1日あたりの上限額：8,330円)等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

問合せ先、申請窓口

大阪労働局 助成金センター 電話：06-7669-8900 各ハローワーク

コールセンター 電話：0120-60-3999 (問合せのみ)

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新設）

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者に対し、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた事業主に対し、休暇中に支払った賃金相当額の10/10を助成（1人1日あたりの上限額：8,330円）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

問合せ先 コールセンター 電話：0120-60-3999

申請窓口 学校等休業助成金・支援金受付センター

※全国4カ所に受付センターがあり、申請書の提出は本社等の所在地により変わります。

○働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース、職場意識改善特例コース）の特例

- ・新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを新規で導入する中小企業事業主に
費用の1/2を助成（1企業あたりの上限額：100万円）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/syokubaisiki_telework.html

問合せ先、申請窓口 テレワーク相談センター 電話：0120-91-6479

- ・職場意識改善特例コース

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の規定を新たに整備する中小企業事業主に
費用の3/4を助成（上限額：50万円）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/syokubaisiki.html

問合せ先、申請窓口 大阪労働局 雇用環境・均等部企画課 電話：06-6941-4630